

## 議事日程第7号

平成25年(2013年)招集大阪狭山市議会定例会6月定例会議会議事日程  
平成25年(2013年)6月3日午前9時30分開議  
議会期間(平成25年6月3日から同月24日まで22日間)

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第1  | 発議第13号 | 会議録署名議員の指名について   |
| 日程第2  | 諮問第2号  | 人権擁護委員の候補者の推薦について  |
| 日程第3  | 議案第38号 | 監査委員の選任について  |
| 日程第4  | 議案第39号 | 公平委員会の委員の選任について  |
| 日程第5  | 議案第40号 | 専決処分の承認を求めることについて [平成24年度(2012年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第7号)の専決処分]      |
| 日程第6  | 議案第41号 | 専決処分の承認を求めることについて [平成24年度(2012年度)大阪狭山市下水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分] |
| 日程第7  | 議案第42号 | 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について                             |
| 日程第8  | 議案第43号 | 大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例について                                    |
| 日程第9  | 議案第44号 | 大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第10 | 議案第45号 | 工事請負契約の締結について  |
| 日程第11 | 議案第46号 | 工事請負契約の締結について  |
| 日程第12 | 議案第47号 | 平成25年度(2013年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第3号)について                           |
| 日程第13 | 議案第48号 | 平成25年度(2013年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第1号)について                      |
| 日程第14 | 報告第1号  | 平成24年度(2012年度)大阪狭山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について                     |
| 日程第15 | 報告第2号  | 平成24年度(2012年度)大阪狭山市池尻財産区特別会                                    |

計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

- 日程第 16 報告第 3 号 平成 25 年度 (2013 年度) 公益財団法人大阪狭山市文化  
振興事業団の事業計画及び予算の報告について
- 日程第 17 報告第 4 号 平成 24 年度 (2012 年度) 大阪狭山市土地開発公社の決  
算報告及び清算終了の報告について

発議第13号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり会議録署名議員を指名する。

平成25年(2013年)6月3日提出

大阪狭山市議会議長 西尾浩次

記

1 番 小 原 一 浩  
15 番 北 村 栄 司

諮問第2号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成25年(2013年)6月3日提出

大阪狭山市長 吉田友好

記

住 所 大阪府大阪狭山市大野台三丁目5番22号

氏 名 石井重光

昭和18年2月12日生

議案第38号

監査委員の選任について

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成25年(2013年)6月3日提出

大阪狭山市長 吉田友好

記

住所 大阪府大阪狭山市東野中二丁目1026番地の1

氏名 北井末廣

昭和24年2月28日生

議案第39号

公平委員会の委員の選任について

下記の者を公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成25年(2013年)6月3日提出

大阪狭山市長 吉田友好

記

住所 大阪府大阪狭山市狭山二丁目974番地の8（918号）

氏名 小野嘉久子

昭和18年1月11日生

議案第40号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成25年(2013年)6月3日提出

大阪狭山市長 吉田友好

記

平成24年度(2012年度)大阪狭山市一般会計補正予算について

平成24年度(2012年度)大阪狭山市一般会計予算は、歳入歳出の減少に伴いこれを補正する必要があるので、地方自治法第179条第1項の規定により別添平成24年度(2012年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第7号)のとおり専決処分する。

平成25年(2013年)3月29日

大阪狭山市長 吉田友好

議案第41号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成25年(2013年)6月3日提出

大阪狭山市長 吉田友好

記

平成24年度(2012年度)大阪狭山市下水道事業特別会計  
補正予算について

平成24年度(2012年度)大阪狭山市下水道事業特別会計予算は、歳入歳出の増加に伴いこれを補正する必要があるので、地方自治法第179条第1項の規定により別添平成24年度(2012年度)大阪狭山市下水道事業特別会計補正予算(第1号)のとおり専決処分する。

平成25年(2013年)3月29日

大阪狭山市長 吉田友好



議案第42号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の  
一部を改正する条例について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成25年(2013年)6月3日提出

大阪狭山市長 吉田友好

## 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年大阪狭山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第43号

大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正  
する条例について

大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成25年(2013年)6月3日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

## 大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大阪狭山市国民健康保険条例（昭和36年大阪狭山市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条中「法第72条の4」を「法第72条の5」に改める。

第16条第1項第3号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イ」を「イ又はウ」に改め、「の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日」を削り、「属する一般被保険者が属する世帯」の次に「であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「得た数」の次に「と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

第16条の5の2第1号中「次号」を「第2号又は第3号」に改め、同条第2号中「属する世帯」の次に「であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第16条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

第16条の6の5第1項第3号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イ」を「イ又はウ」に改め、「得た数」の次に「と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

第16条の6の9第1号中「次号」を「第2号又は第3号」に改め、同条第2号中「属する世帯」の次に「であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの」

を加え、同条に次の1号を加える。

- (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第16条の6の5第1項第3号ウに定めるところにより算定した額  
附則第3項(見出しを含む。)中「平成25年度」を「平成26年度」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の大阪狭山市国民健康保険条例第16条第1項第3号、第16条の5の2、第16条の6の5第1項第3号及び第16条の6の9の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第44号

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例につ  
いて

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成25年(2013年)6月3日提出

大阪狭山市長 吉田友好

## 大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例（案）

大阪狭山市市税条例（昭和40年大阪狭山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）

第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第23条、第26条、第28条の4第1項（第28条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第28条の7第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第29条の7、第32条、第43条、第56条第1項若しくは第2項、第59条第2項、第77条第2項又は第82条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。

- (1) 第23条、第26条、第28条の4第1項、第29条の7、第32条、第43条、第59条第2項又は第82条第3項の納期限後に納付し、又は納入する税額  
当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- (2) 第28条の7第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）、第56条第1項若しくは第2項の申告書又は第77条第2項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- (3) 第28条の7第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第56条第1項若しくは第2項の申告書又は第77条第2項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によつて徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

第18条の6第2項中「第314条の7第2項」の次に「(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

第23条の2の次に次の1条を加える。

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)

第23条の3 普通徴収の方法によつて徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定によつて閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合においては、すでに第18条の9第1号ただし書若しくは第2号又は第18条の10の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであつた税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分（以下次項において「不足税額」と総称する。）を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に第23条の各納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。次項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があつたことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた



当該所得税に係る更正及び所得税の決定があつた後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第23条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

第28条の7の次に次の2条を加える。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第28条の8 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知

をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第28条の9 法人税法第74条第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 法人税法第81条の2第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の2第4項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

第29条の9中「法第328条の6」を「第29条の7の2」に、「法第319条の2、第23条及び法第321条の2」を「第23条から第23条の3」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合には、同項の規定によつて徴収すべき税額に第29条の7の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下この項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(納期限までの期間又は納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。

第30条第5項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所

法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）を削る。

第35条の次に次の1条を加える。

（申請又は申告をしなかつたことによる固定資産税の不足税額及び延滞金の徴収）

第35条の2 不動産登記法（平成16年法律第123号）第36条、第37条第1項若しくは第2項、第42条、第47条第1項、第51条第1項（共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物の場合に係る部分を除く。）、第2項若しくは第3項若しくは第57条の規定によつて登記所に登記の申請をする義務がある者又は法第383条の規定によつて市長に申告する義務がある者がそのすべき申請又は申告をしなかつたこと又は虚偽の申請又は申告をしたことにより法第417条第1項の規定によつて当該固定資産の価格を決定し、又は修正したことに基つてその者に係る固定資産税額に不足税額があることを発見した場合及び法第417条第2項及び法第743条第2項の規定によつて通知を受けた場合においては、直ちにその不足税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分（以下この条において「不足税額」という。）を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に、納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

第56条に次の1項を加える。

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第58条の2第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式によ

る納付書によつて納付しなければならない。

第58条の次に次の1条を加える。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第58条の2 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に第56条第1項又は第2項の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

第77条見出し中「徴収の方法」を「徴収の方法等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法第600条第2項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る法第599条第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第77条の3の2において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付しなければならない。

第77条の3の次に次の1条を加える。

(特別土地保有税に係る不足税額等の納付手続)

第77条の3の2 特別土地保有税の納税義務者は、法第607条、第609条又は第610条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、納付書によつて納付しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に法第599条第1項の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限（法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の

2第2項において準用する場合を含む。)、法第603条第3項又は法第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間の末日。以下この項において同じ。)までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

第77条の9中「第77条の3」を「第77条の3の2」に、「と読み替えるものとする」を「と、第77条第3項及び第77条の3の2第2項中「法第599条第1項」とあるのは「法第625条第1項」と読み替えるものとする」に改める。

附則第1条の2中「当分の間」の次に「、第10条、第23条の3第2項」を加え、「第28条の7第3項」の次に「、第28条の8第2項、第29条の9第2項、第35条の2第2項、第56条第5項、第58条の2第2項、第77条第3項(第77条の9において準用する場合を含む。)及び第77条の3の2第2項(第77条の9において準用する場合を含む。))」を加え、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「同項」を「これら」に、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 当分の間、第28条の9に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第1条の2の次に次の1条を加える。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第1条の2の2 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第28条の9に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第145条第1項において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第28条の9の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第28条の9に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日（その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日）をいう。  
附則第1条の3中「第9項」を「第10項」に改める。

附則第3条の7第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第4条中「附則第5条の5第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第14条第3項中「附則第29条の5第4項」を「附則第29条の5第3項」に改める。

附則第23条第3項中「第36条の5から第37条まで」を「第36条の5、第37条」に、「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に、「確定優良住宅地等」を「確定優良住宅地等予定地」に改める。

附則第28条の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第22条、附則第23条、附則第24条又は附則第25条の規定を適用する。

附則第22条	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第23条	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により

		適用される場合を含む。)、 第35条の2、第36条の 2若しくは第36条の5 (これらの規定が東日本大 震災の被災者等に係る国税 関係法律の臨時特例に関す る法律第11条の6第1項 の規定により適用される場 合を含む。)
附則第24条	租税特別措置法第31条の 3第1項	東日本大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律第11条の 6第1項の規定により適用 される租税特別措置法第 31条の3第1項
附則第25条	第35条第1項	第35条第1項(東日本大 震災の被災者等に係る国税 関係法律の臨時特例に関す る法律第11条の6第1項 の規定により適用される場 合を含む。)
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第 1項

附則第28条の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「前項」を「これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該滅失をした旧家屋(同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)における当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続



人がその取得をした日として施行令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第22条、附則第23条、附則第24条又は附則第25条の規定を適用する。

附則第29条第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「附則第5条の4の2第5項」とを「附則第5条の4の2第6項」とに改め、同条第2項中「第13条の2第1項から第5項」を「第13条の2第1項から第6項」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第18条の6第2項の改正規定並びに附則第1条の2、附則第1条の2の2、第1条の3、第4条、第23条及び第28条の2の改正規定並びに次条並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 平成26年1月1日
- (2) 附則第3条の7及び第29条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 平成27年1月1日

### （延滞金に関する経過措置）

第2条 改正後の大阪狭山市市税条例（以下「新条例」という。）附則第1条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

### （市民税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第1条の3の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税

について適用し、平成25年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第28条の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新条例附則第29条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成25年4月1日前に地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第5条の4第6項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大阪狭山市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成25年(2013年)6月3日提出

大阪狭山市長 吉田友好

記

- 1 契約の目的 市役所庁舎耐震補強等工事
- 2 契約金額 ￥1,065,418,200-
- 3 契約の相手方 大阪府中央区大手前1丁目2番15号  
岩田地崎建設株式会社大阪支店  
取締役執行役員支店長 濱谷文雄

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大阪狭山市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成25年(2013年)6月3日提出

大阪狭山市長 吉田友好

記

- 1 契約の目的 消防救急デジタル無線システム設置工事
- 2 契約金額 ￥208,950,000-
- 3 契約の相手方 大阪市北区中崎一丁目2番23号  
協和テクノロジズ株式会社  
代表取締役 十河元生

議案第47号

平成25年度(2013年度)大阪狭山市一般会計補正  
予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成25年度(2013年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第3号)を別案のとおり提出する。

平成25年(2013年)6月3日提出

大阪狭山市長 吉田友好

議案第48号

平成25年度(2013年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成25年度(2013年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

平成25年(2013年)6月3日提出

大阪狭山市長 吉田友好

平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市一般会計予算  
繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 4 6 条第 2 項の規定により、平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成 2 5 年(2013年) 6 月 3 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

平成24年度（2012年度）大阪狭山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			
						国・府支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
2. 総務費	1. 総務管理費	市役所庁舎耐震補強等事業	342,382,000	342,382,000		114,127,000	228,200,000		55,000
5. 農林水産業費	1. 農業費	ため池等維持管理事業	19,819,000	19,819,000				9,909,000	9,910,000
7. 土木費	2. 道路橋梁費	交通安全施設整備事業	84,000,000	84,000,000		38,775,000	31,700,000		13,525,000
8. 消防費	1. 消防費	消防救急無線デジタル化整備事業	225,091,000	225,091,000		40,991,000	161,200,000		22,900,000
9. 教育費	2. 中学校費	中学校整備事業	67,480,000	67,480,000		13,788,000	50,700,000		2,992,000
9. 教育費	5. 社会教育費	公民館耐震補強等事業	16,903,000	16,903,000		2,204,000	14,600,000		99,000



報告第 2 号

平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 4 6 条第 2 項の規定により、平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成 2 5 年(2013年) 6 月 3 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

平成24年度（2012年度）大阪狭山市池尻財産区特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			
						国・府支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
1. 総務費	1. 総務管理費	一般管理事業	4,672,000	4,672,000					4,672,000

報告第 3 号

平成 2 5 年度(2013年度)公益財団法人大阪狭山市  
文化振興事業団の事業計画及び予算の報告につ  
いて

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、平成  
2 5 年度(2013年度)公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の事業計画及び予算につ  
いて別紙のとおり報告する。

平成 2 5 年(2013年) 6 月 3 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

報告第 4 号

平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市土地開発公社  
事業会計決算及び清算終了の報告について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市土地開発公社事業会計決算及び清算終了について別紙のとおり報告する。

平成 2 5 年(2013年) 6 月 3 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好